

市第6号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる地区センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる老人福祉センター（横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）第1条に規定する老人福祉センターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

第5条に次の1項を加える。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市老人福祉施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、地区センター及び老人福祉センター

の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められたものを指定管理者として指定する。

第7条第1項並びに第8条第1項及び第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1の3の表横浜市鶴見中央集会所の項を削る。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条第2項）

地 区 セ ン タ ー	老 人 福 祉 セ ン タ ー
横浜市寺尾地区センター	横浜市鶴寿荘
横浜市南地区センター	横浜市南寿荘
横浜市磯子地区センター	横浜市喜楽荘
横浜市都筑地区センター	横浜市つづき緑寿荘
横浜市瀬谷地区センター	横浜市瀬谷和楽荘

## 附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の表横浜市鶴見中央集会所の項を削る改正規定は、平成22年12月1日から施行する。

## 提 案 理 由

横浜市寺尾地区センター等について、それぞれ同一の建物に設置された老人福祉センターと併せて一の指定管理者に管理を行わせるとともに、横浜市鶴見中央集会所を廃止するため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第5条（第1項省略）

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる地区センターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる地区センターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる老人福祉センター（横浜市老人福祉施設条例（昭和38年12月横浜市条例第43号）第1条に規定する老人福祉センターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ （本文省略）

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市老人福祉施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、地区センター及び老人福祉センターの設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められたものを指定管理者として指定する。

（利用の許可）

第7条 別表第3  
別表第2に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

(利用料金)

第8条 別表第1の1の表に掲げる地区センターの別表第3に掲げる施設を貸切りで利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第3項省略)

別表第1(第1条第2項)

3 集会所

名 称	位 置
横浜市鶴見中央集会所	横浜市鶴見区
(省 略)	

別表第2(第5条第2項)

地 区 セ ン タ ー	老 人 福 祉 セ ン タ ー
横浜市寺尾地区センター	横浜市鶴寿荘
横浜市南地区センター	横浜市南寿荘
横浜市磯子地区センター	横浜市喜楽荘
横浜市都筑地区センター	横浜市つづき緑寿荘
横浜市瀬谷地区センター	横浜市瀬谷和楽荘

別表第3  
別表第2(第7条第1項、第8条第1項・第2項)

(表省略)